

本県の在宅医療提供体制の現状について

1 ストラクチャー（構造）指標

医療サービスを提供する物質資源、人的資源及び組織体制を測る指標

- 在宅療養支援診療所届出施設数
- 在宅療養支援診療所届出施設病床数
- 在宅療養支援病院届出施設数
- 在宅療養支援病院届出施設病床数
- 在宅療養後方支援病院届出施設数
- 在宅療養後方支援病院届出施設病床数
- 在宅療養支援歯科診療所届出施設数
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料届出施設数
- 訪問看護事業所数
- 在宅看取りを実施している一般診療所施設数
- 在宅看取りを実施している病院施設数

2 プロセス（過程）指標

実際にサービスを提供する主体の活動や他機関との連携体制を測る指標

- 平均在院日数（病院）

3 アウトカム（成果）指標

医療サービスの結果としての住民の健康状態を測る指標

- 在宅死亡者数

(参考) 用語解説

◇在宅療養支援診療所

地域において在宅医療を支える 24 時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24 時間往診、訪問看護等を提供する診療所

機能強化型在宅療養支援診療所

在宅医療を担当する常勤の医師が 3 名以上配置されており、緊急往診と看取りの実績を有する在宅療養支援診療所

◇在宅療養支援病院

診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24 時間往診、訪問看護等を提供する在宅医療の主たる担い手となっている病院

機能強化型在宅療養支援病院

在宅医療を担当する常勤の医師が 3 名以上配置されており、緊急往診と看取りの実績を有する在宅療養支援病院

◇在宅療養後方支援病院

緊急時にいつでも対応し、入院希望患者に対して在宅医療を提供する医療機関と連携し、3 月に 1 回以上、診療情報の交換をする 200 床以上の病院

◇在宅療養支援歯科診療所

在宅患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を修了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所

◇在宅患者訪問薬剤管理指導料

保険薬局が医師の指示に基づき、通院の困難な在宅患者に薬学的管理指導計画を策定し、自宅等へ訪問し、薬学的管理及び指導をした際算定される。

◇訪問看護事業所（訪問看護ステーション）

在宅患者に対し、介護保険法や健康保険法に基づき、看護師等が行う療養上の世話又は診療補助など訪問看護を目的に運営する事業所

◇在宅看取りを実施している一般診療所・病院施設数

厚生労働省が全ての医療機関を対象に 3 年毎に実施する医療施設調査において、在宅での看取りを実施していると回答した一般診療所及び病院の数

◇平均在院日数（病院）

厚生労働省が全ての病院を対象に毎年実施する病院報告において、病院から報告された全病床の平均在院日数

◇在宅死亡者数

厚生労働省の人口動態統計を基に本県で毎年作成する衛生年報において、自宅での死亡者を集計した数